

# レンタル契約申込書(個人名義用)

送付先FAX:020-4625-4173

**利用規約並びに下記の確認事項をご同意のうえ、お申込み願います。**

## ●契約者情報

契約者名	フリガナ	連絡先	TEL ( )
			※平日日中に連絡可能な電話番号を記入して下さい
住所	〒		
	※携帯電話不正利用防止法に基づき、レンタル商品・請求書送付先は法人確認書類記載の住所となります。		
ご本人様 確認書類 ※1	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (運転免許証をお持ちで無い場合は、以下いずれか1点但し、住所の記載があるもの)		
	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(要顔写真)		

※1 携帯電話不正利用防止法に基づき、レンタル商品送付先はご本人確認書類記載の住所となります。

## ●レンタル情報

レンタル商品	1. スマートフォン(データ通信回線付き)	9,800円(税別)【	セット】
	2. タブレット(データ通信回線付き)	12,800円(税別)【	セット】
	3. モバイルプリンター	5,000円(税別)【	セット】

## ●レンタル安心パック(オプションサービス)

安心パック※1 <input type="checkbox"/> 加入する	盗難・紛失	故障	月額利用料金
	弁済金の50%補償	弁済金の100%補償	500円(税別)／1台 ※1年に1回まで

※1 契約途中での加入はできません。

## 《確認事項》

1. 利用規約を承諾した上で、申込をお願いします。
2. 本契約のレンタルサービスは音声通話をご利用できません。(FAX通信のみ利用可)
3. ご提出いただきました、ご確認書類は携帯電話不正利用防止法に基づき一定期間の保管を行います。
4. お客様の個人情報については、当社プライバシーポリシーに基づき取扱ます。
5. レンタルの使用目的・方法において、利用規約上の「禁止事項」に触れる場合は、契約を不承諾とします。  
また、利用中の場合は即時に契約を解除します。
6. お振込の際の手数料はお客様の負担となります、予めご了承下さい。

〒751-0875  
山口県下関市秋根本町2丁目10-10  
トワムール21ビル2階  
株式会社テレトピア  
Tel: 0570-077-021  
Fax: 020-4625-4173

## ■レンタル規約

第1条(当社とお客様)  
株式会社テレピア(以下「甲」といいます。)と、レンタル要項を承諾し契約されたお客様(以下「乙」といいます。)との間に以下の規約を定めます。

第2条(契約成立)  
乙が甲の別に定める所定の手続きにより申込を完了し、甲が承認して機器の引き渡しを終えたときをもって契約の成立とします。  
契約不成立の場合は、甲がお預かりした契約に必要な証明書類等を速やかに乙に返還することとします。

第3条(レンタル期間)  
レンタル期間は1ヶ月とします。期間の計算はレンタル開始の起算日から翌月の起算日の前日までとします。  
1ヶ月のレンタル期間満了後は1ヶ月ごとの自動契約更新となります。日割りにはできないものとします。

第4条(禁止事項)  
(1)本契約によるレンタル機器や回線の所有権は甲に帰属し、乙は通信会社又は各種サービス提供会社に対しサービス内容の変更や第三者に機器や権利の譲渡又は貸与は出来ません。  
(2)乙はレンタル機器、回線利用にあたり法令を遵守し万一違法行為やそれを疑わせる状況となった場合、甲は乙の承認なく本契約を解除できることとします。

第5条(盗難、毀損、紛失等による責任)  
レンタル機器の盗難、毀損、紛失等があった場合その事実を、乙は速やかに甲に届け出ることとし、以下の修理費を弁済を行うこととします。  
【盗難・紛失・全損】(税抜き)  
・スマートフォン: 25,000円~50,000円  
・タブレット: 50,000円~80,000円  
・モバイルプリンター: 65,000円  
【故障】  
修理代実費  
2.上記修理費の請求後、盗難・紛失・全損した機器が発見・回復された場合でも、修理費は弁済していただきます。

第6条(契約終了)  
乙が甲に本契約の終了日を電話、メール又はファックス等で通知し、レンタル機器等の返却をもって契約終了とします。  
レンタル機器の返却に係る費用は乙の負担とします。

第7条(損害賠償)  
甲は甲の責めに帰すべき事由により乙が24時間以上連続してレンタルサービスが全く利用できなかったことを甲が認知したときは、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するレンタル料を発生した損害とみなし、その額に限って乙に対して賠償します。

第8条(契約解除)  
(1)乙が下記のうち、いずれかに該当した場合、その他甲が本契約継続を不適当と認めた場合は、甲は通知、催告をせずに回線等の利用停止措置ができるものとします  
イ、乙がレンタル申し込み書に虚偽の申告、記載をした場合。  
ロ、乙がレンタル料金、使用料金等の支払いを甲の指定した日より遅延した場合。  
ハ、乙の信用状態に重大な変化が生じた場合。  
ニ、乙が住所、勤務先等の変更を甲に申告せず乙の所在が不明となり甲が乙への通知、連絡について不能と判断した場合。

第9条(料金)  
乙が甲に支払う料金ならびに料金の支払い方法は、甲がホームページ等別に掲げる料金表に定めるところによります。

第10条(費用の負担)  
(1)乙が甲に対する支払いを遅延したために甲が負担した費用については契約解除後といへども全て乙が実費負担するものとします。  
イ、催告費用  
ロ、裁判費用  
(2)第8条(1)に関して発生した一切の損害及び経費は乙の負担とし、遅延損害金が発生している場合は、それら一切を付加した残債務を甲に支払うこととします。

第11条(届出事項の変更)  
(1)乙が甲に届け出た事項(氏名、名称、住所、勤務先等)について変更があった場合は、乙は遅滞なく甲に届け出ることとします。  
(2)前項の届出がない為に甲からの通知、書類等が遅着又は到着せず万一どちらかに損害があった場合、その責任は乙にあることとします。

第12条(規約及び要項の変更)  
本規約及びレンタル要項の変更については、甲はあらかじめ変更事項を乙に通知することとします。尚、通知書到着後、乙が本レンタル契約を継続した場合は、乙は変更の内容を承諾承認したものとします。

第13条(その他の承諾事項)  
(1)甲の提供するレンタルサービスの端末機器あるいは回線に予期できない不可抗力による不通、故障が発生しても甲はその責を負はないこととします。  
(2)甲の提供するレンタル端末機の電話番号や認証等の番号が通信会社の都合により万一変更があっても甲はその責を負はないこととします。  
(3)乙の利用する通信会社の各種サービス、エリア、変更や加入手続きの方法は乙に予告なく変更される場合がありますが、乙はこれに異議を申し出ることとはできないこととします。  
(4)万一レンタルした通信端末の通信内容が不法に第三者に傍受され、それによる損害が乙に発生したとしても甲はその責を負はないこととします。  
(5)甲の提供するレンタルサービスで発生し請求された料金に、乙は何ら異議を申し立てないこととします。

第14条(管轄裁判所)  
甲と乙との間に訴訟の必要が生じた場合の裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とします。

お問い合わせ  
当社レンタル規約についてご不明な点などございましたら、下記メールアドレスにお問い合わせください。  
info@sh21.jp